

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和6年8月19日（月）午前5時頃に自宅を出て、栄区公田町のコンビニエンスストアにおいて、本5冊を万引きしました。同日午前5時30分頃に当該コンビニエンスストアを出て出勤し、勤務を終えた帰宅後の午後7時頃に栄警察署から任意同行を求められ、事情聴取の後、当該コンビニエンスストア及び警察の指示で本を返却しました。しかし、このような事実を所属上司に報告することはありませんでした。

当該事案については、令和6年12月19日（木）に、当該職員から職場あてに送付されたメールの内容から発覚し、所属上司が聴取したところ、一連の行為が事実であることを当該職員が認めました。

また、当該職員は、令和7年1月24日付で窃盗罪により起訴されました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
教育委員会事務局	会計年度任用職員	60代	停職1箇月

※本処分については、令和7年3月5日付け横浜市報に登載予定です。

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 総務部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

不祥事の再発防止に組織を挙げて全力で取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局職員課

Tel 045-671-3795